

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規
則(健康対策課)
- ◇ 告 示 字の区域の新設等(地方課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(造林課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施(農業改良課)

規 則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「鳥取県立東部健康増進センターの土曜日の利用時間並びに鳥取県立西部健康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センターの」を削る。

第三条第一項第一号中「鳥取県立東部健康増進センターにあつては、日曜日」を「水曜日」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による用呂・細見地区細見工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月二日現在の地番による。）
大字志谷字向田	<p>大字中字右橋元三四五の五、三四六の四、三六四の一、三六四の二、三六九の一、三七〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字中字下坂口三七一、三七二、三七三の一から三七三の三まで、三七四、三七五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字中字道端四〇五の一の一部、四〇六の一、四〇七の一の一部、四〇七の二の一部、四〇八、四〇九の一部、四一〇の一部、四一一、四一二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字中字上樋詰四一四の一部、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字中字下樋詰四一八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字志谷字内向田七の一、七の二、八、九、一〇の一、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字志谷字外向田一一の一、一一の二、一二、一三、一三</p>

大字富枝字島田	<p>の一、一四から一七まで、一八の一、一九から二六まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字志谷字向突出二七の一、二七の二、二八から三〇まで</p> <p>の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
区域を変更する字の名称	<p>同上の区域（昭和六十二年十一月二日現在の地番による。）</p>
大字中字山根	<p>大字中字山根のうち一五五の一の一部、一五六から一五八まで、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字中字溝畑二二二の一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字中字北野	<p>大字中字北野のうち一九六の一、一九六の二の一部、一九六の三、一九六の四、一九七の一の一部、一九七の二の一部、一九八の一部、一九九の一の一部、二〇一の一の一部、</p>

<p>大字中字溝畑</p>	<p>二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中字柿木田二七〇の二の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字大谷口</p>	<p>大字中字山根一五八の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字溝畑のうち二二二の二の一部、二二二の二の一部、二二二の二の一部、二二五の一部、二二八の一部、二二九の二の一部、二二〇の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中字柿木田二六八の一、二六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六四の一、二六四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字中字道下</p>	<p>大字中字溝畑二二八の一部、二二九の二の一部、二二〇の一部 大字中字大谷口二三一の一部、二二三の二の一部、二三三の二の一部、二三四、二三五、二四一から二四三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字中字道下の全域 大字中字柿木田二五九の三、二六〇の四及び二六四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字中字柿木田</p>	<p>大字中字北野一九六の一、一九六の二の一部、一九六の三、一九六の四、一九七の二の一部、一九七の二の一部、一九八の一部、一九九の二の一部、二〇一の二の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字中字柿木田のうち二五九の三、二六〇の四、二六八の一、二六九の一、二七〇の二の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六四の一、二六四の二と一体をなす国有地以外の区域 大字中字煙草河原の全域 大字中字塔前二九五の九</p>
<p>大字中字塔前</p>	<p>大字中字塔前のうち二九五の九以外の区域</p>
<p>大字中字石橋元</p>	<p>大字中字石橋元のうち三四五の五、三四六の四、三六四の一、三六四の二、三六九の一、三七〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中字下坂口三七六の一及びこれらと一体をなす国有地 大字中字下溝畑三七七、三七八、三七九の一、三八〇の一、三八一の二の一部、三八二の二の一部、三八三から三八八まで、三八九の一、三八九の二、三九〇及びこれらと一体をなす国有地 大字中字佐古田三九四から三九六までの二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字下坂口</p>	<p>大字中字下坂口のうち三七一、三七二、三七三の一から三七三の三まで、三七四、三七五の二、三七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中字下溝畑</p>	<p>大字中字下溝畑のうち三七七、三七八、三七九の一、三八〇の一、三八一の一、三八二の二、三八三から三八八まで、三八九の一、三八九の二、三九〇及びこれらと一体をなす</p>

<p>国有地以外の区域</p>	<p>大字中字佐古田のうち三九四から三九八まで、三九九の一、四〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中字岸田のうち四〇一の一、四〇二の一、四〇三の一、四〇四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中字道端のうち四〇五の一、四〇六の一、四〇七の一、四〇七の二、四〇八から四一二まで、四一三の一、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中字三所場 大字中字佐古田四〇〇の一 大字中字岸田四〇一の一、四〇四の一及びこれらと一体をなす国有地 大字中字道端四〇五の一の一部、四〇七の一の一部、四〇七の二の一部、四〇九の一部、四一〇の一部、四一二の一部、四一三の一、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字中字上樋詰四一四の一部、四一五、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字下樋詰四一七、四一八の一部、四一九及びこれらと一体をなす国有地 大字中字三所場のうち四二四の一以外の区域 大字中字隈田四七一の一、四七二の一の一部、四七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字向突出二八から三〇までの一部、三一、三二、三三の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中字綱原 大字中字下溝畑三八一の一の一部、三八二の一の一部 大字中字佐古田三九四から三九七までの一部、三九八、三九九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中字岸田四〇二の一、四〇三の一 大字中字三所場四二四の一 大字中字綱原のうち四二七の一部、四三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中字上松前四三一の一部、四三二の一部、四三三の一、四三三の二の一部、四三四及びこれらと一体をなす国有地 大字中字角力場四三六の一部、四三七の一部、四四一の一部、四四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字隈田四七〇の一</p>	<p>大字中字佐古田三九四の一部、三九五の一部、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字上松前四三二の一部、四三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字角力場のうち四三六の一部、四三七の一部、四四一から四四四までの一部、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中字下松前四五七の一の一部、四五八の一の一部、四六二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字中字綱原四二七の一部、四三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字上松前四三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字角力場四四一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字山口四九五の一、四九六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中字下松前 大字中字下松前四二七の一部、四三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字上松前四三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字角力場四四一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字下松前四五七の一の一部、四五八の一の一部、四六二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字中字下松前 大字中字下松前四二七の一部、四三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字上松前四三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字角力場四四一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字下松前四五七の一の一部、四五八の一の一部、四六二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字山口四九五の一、四九六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	

大字中字隈田	大字中字隈田のうち四七〇の一、四七一の一、四七二の一、四七三、四七四の一、四七五の一、四七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中字山口	大字中字隈田四七二の一の一部、四七三の一部、四七四の一、四七五の一、四七六及びこれらと一体をなす国有地 大字中字山口のうち四九五の一、四九六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字志谷字向突出三三の一部、三四の一部、三五、三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字志谷字内向田	大字志谷字内向田のうち七の一、七の二、八、九、一〇の一、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字外向田	大字志谷字外向田のうち一一の一、一一の二、一二、一三、一三の一、一四から一七まで、一八の一、一九から二六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字志谷字向突出	大字志谷字向突出のうち二七の一、二七の二、二八から三五まで、三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字嶋田	大字志谷字嶋田のうち三七の一、三八の二、三九、四三、四四、四五の三、四六から四八まで、四九の一、四九の二、五〇の一から五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇、四二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字六郎免	大字志谷字六郎免のうち五一の一部、五二の一の一部、五二の二の一部、五六の一部、六〇の一部、六一の一部、六三の一部、六四、六五から七〇までの一部、七一の一、七
大字志谷字清水	一の二の一部、七二から七四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字志谷字柿木田一三三の一部、一三四の一から一三四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字岸田一三六の一部、一三七の一部 大字富枝字上小井手一六七の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字志谷字下嶋田	大字志谷字六郎免六〇の一部、六一の一部、六三の一部、六四、六五から七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字清水のうち七五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字志谷字下嶋田九二の一、九二の二、九五の二と一体をなす国有地の一部 大字志谷字柿木田一三三の一部、一三四の二の一部、一三四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字志谷字下嶋口	大字志谷字下嶋口のうち九二の一、九二の二、九五の二、一一七の一、一一九、一二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字寺田	大字志谷字嶋田三七の一、三八の二、三九、四三、四四、四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇、四二と一体をなす国有地の一部 大字志谷字下嶋口一一七の一、一一九、一二〇と一体をなす国有地の一部 大字志谷字柿木田一三三の一部、一三四の一の一部、一三四の二の一部、一三五及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字岸田一三六の一部、一三九の二の一部、一四〇の一の一部、一四〇の二の一部、一四一から一四三まで及びこれらと一体をなす国有地

大字志谷字鳴口	大字志谷字寺田のうち一五九、一六〇の二、一六一の二から一六一の四まで、一六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字志谷字鳴口	大字志谷字鳴口のうち一六三の四以外の区域
大字志谷字鳴口谷	大字志谷字鳴口谷のうち三二三の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字志谷字突出	大字志谷字寺田一五九、一六〇の二、一六一の二から一六一の四まで、一六二及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字鳴口一六三の四 大字志谷字鳴口谷三二三の三及びこれと一体をなす国有地 大字志谷字突出の全域
大字志谷字下土居	大字志谷字下土居のうち六六三の六及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字志谷字走出	大字志谷字走出のうち六六五の一、六六五の二、六六七の一、六六七の二、六六八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字ドフ	大字志谷字走出六六五の一の一部、六六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字ドフのうち六六九の一部、六九九の一の一部、六九九の二、七〇〇から七〇二までの一部、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一の一部、七〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字志谷字小嶋田七〇五の一の一部、七〇五の二、七〇七の一の一部、七〇七の二及びこれらと一体をなす国有地
大字志谷字小嶋田	大字志谷字走出六六五の一の一部、六六五の二の一部、六
大字志谷字河原田	六七の一、六六七の二、六六八及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字ドフ六六九の一部、六九九の一の一部、六九九の二、七〇〇から七〇二までの一部、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一の一部、七〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字小嶋田のうち七〇五の一の一部、七〇五の二、七〇七の一の一部、七〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字志谷字前田七三一の一
大字志谷字前田	大字志谷字河原田のうち七二八の一部、七二九の一部、七三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字志谷字前田	大字志谷字下土居六六三の六及びこれと一体をなす国有地 大字志谷字河原田七二八の一部、七二九の一部、七三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字志谷字前田のうち七三一の一以外の区域
大字北山字片倉	大字北山字片倉のうち二の二、三の二、四の二、八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字野々前	大字北山字野々前のうち二〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字北山字大井手端三一の二の一部、三三の一の一部、三三の二の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字六郎谷三一五の三、三一七の二、三二八、三一九の二、三二〇の二、三二〇の四、三二一の一、三二二の一、三二二から三二四まで、三二五の一から三二五の三まで、三二六の一から三二六の三まで、三二七の一、三二七の三、三二八の一、三二八の二、三二八の五、三二九の一

<p>大字富枝字土居内</p>	<p>大字富枝字古土居</p>	<p>大字北山字六郎谷</p>	<p>大字北山字上向田</p>	<p>大字北山字大井手端</p>	
<p>大字富枝字土居内のうち六三、六四の一部、六五、六六の一部、六七の一から六七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字富枝字馬道一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字富枝字小ノ田一〇七の一部、一〇八の一部、一一〇の一部</p>	<p>大字富枝字古土居の全域</p> <p>大字富枝字土居内六三、六四の一部、六五、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字北山字上向田三八の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字北山字六郎谷のうち三一五の三、三一七の二、三一八、三一九の二、三二〇の二、三二〇の四、三二一の一、三二二の二、三二二から三二四まで、三二五の一から三二五の三まで、三二六の一から三二六の三まで、三二七の一、三二七の三、三二八の一、三二八の二、三二八の五、三二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字北山字上向田のうち三七の二、三八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字北山字大井手端のうち三二の二の一部、三二の二の一部、三三の二の一部、三三の二の一部、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字北山字上向田三八の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字富枝字野々前七八から八二までの一部、八三の一の一部、八四の三、八五の三の一部、八五の四の一部、八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字富枝字馬道</p>	<p>大字富枝字野々前</p>	<p>大字富枝字隈田</p>	
<p>大字富枝字馬道七五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字富枝字野々前のうち七七から八二まで、八三の一、八四の三、八五の三、八五の四、八六の二、八八から九〇まで、九一の一、九一の二、九二から九四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字富枝字土居内六六の一部、六七の一から六七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字富枝字隈田のうち七五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字富枝字野々前七七、七八から八二までの一部、八三の一の一部、八五の三の一部、八五の四の一部、八六の二の一部、八八から九〇まで、九一の一、九一の二、九二、九三の一部、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字富枝字馬道九五の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字富枝字小ノ田一〇七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字志谷字六郎免七〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字志谷字清水七五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字北山字片倉二の二、三の二、四の二、八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字北山字野々前二〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字北山字大井手端三四の一部、三五の一部</p>	<p>一の一部、一一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九、一一三、一一四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字北山字大井手端三二の二の一部、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字北山字上向田三七の二、三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字富枝字下小井手</p>	<p>大字富枝字馬道九九の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字小ノ田一一の一、一一二の二と一体をなす国有地の一部 大字富枝字下小井手のうち一五四から一五六までの一部、一五九の一部、一六〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富枝字上小井手一六一、一六二から一六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字下島田一八七、一八八の一、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字富枝字小ノ田</p>	<p>大字富枝字小ノ田のうち一〇六から一〇八まで、一一〇の一、一一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九、一一一の一、一一一の二、一一三、一一四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字富枝字野々前九三の一部、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字馬道のうち九五の一部、九九の一部、一〇〇の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富枝字小ノ田一〇六、一〇七の一部、一〇八の一部、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字下小井手一五四から一五六までの一部、一五九の一部、一六〇及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字上小井手一六二の一部、一六三の一部、一六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字六郎免七〇の一部、七一の一、七一の二の一部、七二から七四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字志谷字清水七五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	
<p>大字富枝字揚佐</p>	<p>大字富枝字揚佐のうち二八六の一の一部、二八六の四、二八六の六、二八六の七、二八七の一の一部、二八八の一の一部、二八九の一の一部、二九〇の一部、三〇〇の一の一部、三〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富枝字山崎三〇一の一と一体をなす国有地の一部 大字富枝字内大河原三九五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字富枝字上大河原三九七の一部、三九八の一部、四一七の一部、四一八の一部、四一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字柿木田四三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四三三の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字富枝字下島田</p>	<p>大字富枝字下島田のうち一八七、一八八の一、一八八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字富枝字外島田</p>	<p>大字富枝字外島田のうち一七一から一七三まで、一七九、一八二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字富枝字内島田一八三の一部、一八四 大字富枝字下島田一八八の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字志谷字六郎免五一の一部、五二の一の一部、五二の二の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字富枝字上小井手</p>	<p>大字富枝字上小井手のうち一六一、一六二、一六三から一六五までの一部、一六七の一の一部、一七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字富枝字外島田一八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字富枝字外島田</p>	<p>大字富枝字外島田のうち一七一から一七三まで、一七九、一八二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字富枝字上小井手</p>	<p>大字富枝字上小井手のうち一六一、一六二、一六三から一六五までの一部、一六七の一の一部、一七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字富枝字外島田一八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>

大字富枝字山崎

大字富枝字山崎のうち三〇一の一、三〇二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字富枝字山崎河原

大字富枝字山崎河原のうち三六二の二、三六三の二、三六四の一、三六四の二、三六四の四、三六五の一、三六七の一、三七五から三八〇まで、三八一の一、三八二の一、三八三、三八四の一、三八四の三、三八五の二、三八六の一、三八六の二、三八六の四、三八七の一、三八七の三、三八八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字富枝字内大河原

大字富枝字揚佐三〇〇の一の一部
大字富枝字山崎三〇一の一、三〇二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字富枝字山崎河原三六二の二、三六三の二、三六四の二、三六四の四、三六五の一、三八四の三、三八五の二、三八六の二、三八六の四、三八七の一、三八七の三、三八八及びこれらと一体をなす国有地
大字富枝字内大河原のうち三九四の一、三九五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字富枝字上大河原

大字富枝字揚佐三〇〇の二の一部
大字富枝字山崎河原三六四の一、三六七の一、三七五から三八〇まで、三八一の一、三八二の一、三八三、三八四の一、三八六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字富枝字内大河原三九四の一、三九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字富枝字上大河原のうち三九七の一部、三九八の一部、四一七の一部、四一八、四一九の一の一部、四一九の二の一部、四二〇から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字富枝字下大河原

大字富枝字揚佐二八九の一の一部、二九〇の一部
大字富枝字上大河原四一八の一部、四一九の一の一部、四一九の二の一部、四二〇から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字富枝字下大河原の全域
大字富枝字柿木田四三〇の一、四三一の一、四三二の一の一部、四三三の一及びこれらと一体をなす国有地

大字富枝字柿木田

大字富枝字揚佐二八六の一の一部、二八六の四、二八六の六、二八六の七、二八七の一の一部、二八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字富枝字柿木田のうち四三〇の一、四三一の一、四三二の一、四三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字中字煙草河原、大字中字上樋詰、大字中字下樋詰、大字中字上松前、大字志谷字柿木田、大字志谷字岸田、大字富枝字内島田

鳥取県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 米原嘉博 鳥取市浜坂四四一

“ 前田幸雄 “ 四四八

“ 須崎弘行 “ 三三三

“ 橋本和子 “ 三七四

“ 米原章吉 “ 四四六

“ 西村宣美 “ 覚寺四四〇

“ 宮脇弘 “ 三三三

“ 宮脇陽雄 “ 四一八

監事 山根敬清 浜坂四五六

“ 森田一成 “ 四五二

“ 平井基義 “ 覚寺四二二

昭和六十二年六月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本庄次郎 鳥取市浜坂四〇二

“ 米原徳太郎 “ 三七一

“ 山根俊男 “ 四六二

“ 中田雅吉 “ 四五〇

“ 青木管男 “ 一三八〇―四

“ 谷口二郎 “ 覚寺三八七

“ 山下重顕 “ 四一―

“ 坂田敏夫 “ 丸山町一〇〇

監事 西村宣美 “ 覚寺四四〇

“ 須崎弘行 “ 浜坂三八三

“ 米原章吉 “ 四四六

昭和六十二年六月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を昭和六十三年六月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、丹比土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る用呂・細見地区細見工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十八号

岩美町が行う土地改良事業に係る浦富地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年六月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十九号

智頭町長から申請のあつた栃本上地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法

律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和六十三年六月十六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字鷲峰字鷲峰山・大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山（以上三宇国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字鷲峰字鷲峰山・大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山（以

上三字について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山（以上二字について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和六十三年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 昭和六十三年六月二十四日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について

2 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の職務場所の決定について

3 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における投票用紙の様式の決定について

4 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印の決定について

5 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時

決定について

- 6 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙立会人を定めるべく
を行う場所及び日時の決定について
- 7 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における啓発事業計画の決定につ
いて

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり、招集した。

昭和六十三年六月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 昭和六十三年六月二十三日(木)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について
 - 2 その他

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和63年 6月21日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験の期日
昭和63年10月12日(水)及び同月13日(木)
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格
次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第59条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。)、都道府県立農業講習施設(短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。) 又は財団法人農民教育協会釧路学園普及専攻科において農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政(生活を含む)。以下同じ。)に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者
 - (2) 短期大学、都道府県立農業講習施設((1)の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。)、都道府県立農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。)、

財団法人農民教育協会鯉洲学園（普及専攻科を除く。）若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年。（3）において同じ。）以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と②のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検

定合格後試験の実施期日までに、②のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 次の表の試験区分ごとに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学（短期大学を除く。）の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの（該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの）

区分	項目	学 科	科 目
農業改良 普及員 資格試験	農業・園芸	理科	植物生態学 植物分類学 植物生理学 植物化学 有機化学 植物形態学 物理化学 遺伝学 無機化学 分析化学
		理科 工科	物理化学 遺伝学 有機化学 分析化学 植物生理学 統計学 生物化学 材料力学 機械製図 工業力学 電機工学 計測工学 応用力学 電子工学 機械工学
	農芸化学	理科	植物生理学 植物分類学 植物生理学 植物化学 有機化学 植物形態学 物理化学 遺伝学 無機化学 分析化学
		工科	物理化学 遺伝学 有機化学 分析化学 植物生理学 統計学 生物化学 材料力学 機械製図 工業力学 電機工学 計測工学 応用力学 電子工学 機械工学
	農業機械	工科	水工学 測量学 土木力学 土質力学 土木施工学 河川工学 土木工学
		工科	水工学 測量学 土木力学 土質力学 土木施工学 河川工学 土木工学
	農業土木	工科	水工学 測量学 土木力学 土質力学 土木施工学 河川工学 土木工学
		工科	水工学 測量学 土木力学 土質力学 土木施工学 河川工学 土木工学
	農業経済・営	経済学	経済学原論 統計学 農業経済学 簿記
		経済学	経済学原論 統計学 農業経済学 簿記
被服	被服学	被服材料学 被服整理学 被服構成学 服飾史 服飾美学 染色学	
	被服学	被服材料学 被服整理学 被服構成学 服飾史 服飾美学 染色学	
食 物	農学	栄養化学 食品化学 食品保藏学 微生物学 物理化学 有機化学	
	農学	栄養化学 食品化学 食品保藏学 微生物学 物理化学 有機化学	
住 居	工科	環境工学 住居学 設計製図 緑地計画	
	工科	環境工学 住居学 設計製図 緑地計画	
家庭管理	文科	家庭法 社会学 統計学 生活福祉論 社会調査 社会学原論 経済学	
	文科	家庭法 社会学 統計学 生活福祉論 社会調査 社会学原論 経済学	
児 童	文科	発達心理学 教育心理学 精神衛生学	
	文科	発達心理学 教育心理学 精神衛生学	
生活改良 普及員 資格試験	理科	植物生態学 植物分類学 植物生理学 植物化学 有機化学 植物形態学 物理化学 遺伝学 無機化学 分析化学	
	理科 工科	物理化学 遺伝学 有機化学 分析化学 植物生理学 統計学 生物化学 材料力学 機械製図 工業力学 電機工学 計測工学 応用力学 電子工学 機械工学	

(6) その他

ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に
 応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した
 者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術
 についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこ
 れに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を
 有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は
 普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として
 必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項に
 ついて、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力につ
 いて行う。

(2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に応ずる必須項目及び
 選択項目について行う

区 分	必須項目	選 択 項 目
農業改良普及員 資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁 殖 土壤肥料 栄養化学 農産製造 農業 水利 土地改良 農業機械 農業経済 植 物生理 農村社会学 統計学

生活改良普及員 資格試験	教育概論 家政学原論	被服材料学 被服構成学 被服整理学 染 養学 食品学 調理学 生物化学 微生物 学 住生活学 住居環境学 設計製図 家 庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神 衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会 学
-----------------	---------------	--

(3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述試験（以下「択一
 ・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試験
 は択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあ
 つては4項目を、論文試験にあつては1項目を、それぞれ選択項目の
 うちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・
 記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することが
 できる。

5 受験手続

(1) 受験者は、受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知
 事（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課）に提出する
 こと

ア 履歴書（様式第2号）

イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のも
 ので縦4cm、横3cmの大きさのもの）

(2) 受付期間

昭和63年7月4日（月）から同年8月20日（土）まで

なお、郵送による申込みは、昭和63年8月20日（土）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として2,600円の鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること（この場合、消印をしないこと）。また、県外からの受験者は、現金書留で2,600円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者はその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7273）に照会すること。なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に60円切手をはり付けたものを同封すること。